



せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

労働災害が減少しています！

令和6年の登米・栗原における労働災害による被災者数（休業4日以上）は、6月末日現在、全産業で67人であり、**前年同時期比10人の減（-13.0%）となっています。皆様のご努力の成果が表れているものと思われま**す。

宮城県全体においても被災者数（休業4日以上）が減少しております。

令和6年に**宮城県内で発生した死亡労働災害6件のうち2件が瀬峰署管内で発生しており、また、瀬峰署管内においては、重大災害（一時に3人以上の労働者が死傷する災害）も発生しております**ので労働災害が減少しているとは言え、「楽観視できる状況ではない」と認識しながら、引き続き労働災害の防止に努めましょう。

令和6年における休業4日以上の労働災害発生状況（6月末現在：7月9日速報値）

新型コロナウイルス感染症を除く

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年
休業4日以上	77	67	1051	974
死亡	0	2	7	6

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症が発生！ その時どうする？



暑い日が続いています。先月号からの繰り返しとなりますが、**熱中症防止対策に万全を期すよう**お願いいたします。

厚生労働省「熱中症予防のための情報・資料サイト」は、こちらです。是非とも参考にしてください。



有給休暇を上手に活用しましょう！

1 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

2 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な休み方に役立ちます。



化学物質に係る法規制に対応できていますか？

化学物質規制に係る法改正が順次施行されております。令和6年4月1日に施行されている事項の一部をお示ししますので適切に対応できているのか確認願います。

- 1 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用させなければなりません（労働安全衛生規則第594条の2）。
- 2 リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質）を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場においては、化学物質管理者を選任する必要があります（労働安全衛生規則第12条の5）。
- 3 リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては、保護具着用管理責任者を選任する必要があります（労働安全衛生規則第12条の6）。

制度の内容・職場の化学物質管理に関する無料相談窓口が設けられています。

